

鹿 児 島 県 公 報

平成23年 4 月 1 日（金）第2689号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共 1 箇所月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 地方公営企業法第39条第2項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則（※）
（県立病院課取扱い） 1

告 示

- 入会林野整備計画の認可申請に係る適否の決定（林業振興課取扱い） 2
○保安林の指定予定（森林整備課取扱い） 2
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障害福祉課取扱い） 2
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（3件）（障害福祉課取扱い） 3
○肥料の登録の有効期間の更新（食の安全推進課取扱い） 3
○肥料の登録の失効（食の安全推進課取扱い） 4
○県営土地改良事業の計画の決定（2件）（農地整備課取扱い） 4
○基本測量の終了（監理課取扱い） 5
○公共測量の終了（監理課取扱い） 5
○道路の区域の変更（6件）（道路維持課取扱い） 5
○道路の供用の開始（6件）（道路維持課取扱い） 5
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件）
（鹿児島地域振興局取扱い） 11

公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（2件）
（商工政策課取扱い） 12
○開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 13
○一般競争入札公告（管財課取扱い） 13
○落札者等の公告（農業開発総合センター取扱い） 16

県立病院局企業管理規程

- 県立病院局組織規程の一部を改正する規程（※）（県立病院課取扱い） 16
○県立病院局事務処理規程の一部を改正する規程（※）（県立病院課取扱い） 16
○鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（※）
（県立病院課取扱い） 17

規 則

地方公営企業法第39条第2項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第31号

地方公営企業法第39条第2項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項に規定する職を定める規則（平成18年鹿児島県規則第51号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中「経営指導企画監」を「経営企画監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第374号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第6条第1項の規定により、南さつま市金峰町大坂入会林野整備組合代表者永池哲志からなされた大坂入会林野整備計画の認可の申請を平成23年3月23日適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該入会林野整備計画に関係のある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他これらの土地又は物件に関し権利を有する者は、当該決定に対して異議があるときは、縦覧期間の満了する日の翌日から起算して30日を経過する日までに、鹿児島県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成23年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
入会林野整備計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成23年4月1日から同年5月2日まで
- 3 縦覧場所
鹿児島県環境林務部林業振興課及び南薩地域振興局農林水産部林務水産課並びに南さつま市役所金峰支所

鹿児島県告示第375号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成23年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
始良市北山字大丸1401番，1410番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森林整備課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第376号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成23年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
指宿市民薬局	指宿市十二町4224番地	平成23年 3月31日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第377号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成23年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病 院 又 は 診 療 所		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
医療法人栄光会久米田内科循環器内科	鹿児島市草牟田2-24-1	平成23年 4月1日	精神通院医療
福山医院	大島郡和泊町和泊96-5	平成23年 4月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第378号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成23年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
まさご五大薬局	鹿児島市真砂町34番3号	平成23年 4月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第379号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成23年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
しあわせ調剤薬局	鹿児島市西伊敷3-18-6	平成23年 4月1日	精神通院医療
しあわせ調剤薬局緑ヶ丘店	鹿児島市緑ヶ丘町5-12	平成23年 4月1日	精神通院医療
指宿薬剤師会薬局	指宿市十二町4224番地	平成23年 4月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第380号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成23年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生 産 業 者	
						氏名又は名称	住 所

鹿児島 県肥第 1221号	平成29年 4月14日	なたね油 かす及び その粉末	4.5なたね 油かす粉 末	窒素全量 4.5 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	該当事項なし	有限会社 伊集院物 産	日置市伊 集院町麦 生田181番 地
鹿児島 県肥第 1222号	平成29年 4月14日	とうもろ こし浸漬 液肥料	C S L	窒素全量 3.0 りん酸全量 3.0 加里全量 2.0 内水溶性加里 2.0	含有を許される有 害成分の最大量は 公定規格のとおり	日本澱粉 工業株式 会社	鹿児島市 南栄三丁 目20番地

鹿児島県告示第381号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。
平成23年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番 号	肥料の種 類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の 規格	生産業者		失効年月 日
					氏名又は名称	住 所	
鹿児島 県肥第 1142号	混合有機 質肥料	スペシャル 有機特号	窒素全量 6.0 りん酸全量 3.0 加里全量 1.0	含有を許 される有 害成分の 最大量及 びその他 の制限事 項は公定 規格のと おり	日和産業株式 会社	兵庫県神戸 市東灘区住 吉浜町19番 地の5	平成23年 3月11日

鹿児島県告示第382号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営防災ダム（農用地保全）清浦地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成23年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成23年 4 月 4 日から同年 5 月 2 日まで
- 縦覧場所
薩摩川内市役所耕地課

鹿児島県告示第383号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農村災害対策整備（農業用排水施設整備及び農用地保全）さつま地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成23年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成23年 4 月 4 日から同年 5 月 2 日まで

3 縦覧場所

さつま町役場耕地林業課

鹿児島県告示第384号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から平成22年 8 月10日鹿児島県告示第914号で告示した基本測量の実施は、平成23年 3 月22日終了した旨の通知があった。

平成23年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第385号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、薩摩川内市長から平成22年 8 月27日鹿児島県告示第958号で告示した公共測量の実施は、平成23年 2 月25日終了した旨の通知があった。

平成23年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成23年 4 月 1 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿児島吉田線	鹿児島市本名町4065番地先 から5146番 2 地先まで	前	5.7～26.0	574.5
			後	11.5～32.9	562.0
	顚娃川辺線	南九州市顚娃町牧之内字上 小川田1048番 1 地先から同 市顚娃町御領字赤崎之前 2697番 2 地先まで	前	7.2～20.2	227.0
			後	9.2～20.2	227.0
			後	13.5～29.4	194.7
	小山田谷山線	鹿児島市山田町字中間屋敷 610番 1 地先から同市山田 町字道上576番 1 地先まで	前	24.0～40.3	154.3
			後	24.0～40.5	154.3

鹿児島県告示第387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成23年 4 月 1 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	鹿児島吉田線	鹿児島市本名町4065番地先から5146番 2 地先まで	平成23年

顚娃川辺線	南九州市顚娃町牧之内字上小川田1048番 1 地先から同市顚娃町御領字赤崎之前2697番 2 地先まで	4 月 1 日
永吉入佐鹿児島線	日置市吹上町永吉字朴山12444番 2 地先から同市吹上町永吉字通山12405番 1 地先まで	
小山田谷山線	鹿児島市山田町字中間屋敷610番 1 地先から同市山田町字道上576番 1 地先まで	
	鹿児島市山田町字小丸402番 1 地先から同市山田町字馬之口382番 5 地先まで	
郷戸市来線	いちき串木野市下名字中須210番 1 地先から同市川上字北安茶ヶ原平243番 1 地先まで	
	いちき串木野市川上字北安茶ヶ原平242番 1 地先から同市川上字安茶35番 4 地先まで	

鹿児島県告示第388号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成23年 4 月 1 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	226号	枕崎市春日町276番 2 地先から同市大塚中町864番地先まで	前後	6.0～13.5 14.4～19.0	473.8 473.8
		枕崎市大塚中町864番地先から169番 1 地先まで	前後	6.0～8.3 11.0～15.3	775.6 775.6
県道	鹿児島吉田線	鹿児島市本名町1103番 1 地先から1121番地先まで	前後	6.8～11.6 11.4～17.7	300.2 300.0
		鹿児島市本名町1234番 3 地先から606番 1 地先まで	前後	6.1～7.6 9.8～21.3	145.0 145.0
		鹿児島市本名町461番 1 地先から2408番 1 地先まで	前後	7.2～14.6 9.6～14.6	58.0 58.0
		鹿児島市本名町3780番 1 地先から4079番 1 地先まで	前後	6.1～38.7 6.1～38.7 11.1～48.5	359.7 359.7 300.0
	鹿児島蒲生線	鹿児島市川上町3408番 2 地先から4032番 5 地先まで	前後	5.9～15.2 15.2～41.5	488.2 476.0
		鹿児島市川上町4038番 5 地先から4072番 3 地先まで	前後	6.0～14.6 16.3～32.3	284.5 284.5
	顚娃川辺線	南九州市顚娃町牧之内字上菌5488番 1 地先から同市顚娃町牧之内字山脇ノ下1329番 1 地先まで	前後	8.2～12.3 10.9～23.5	155.0 155.0
		南九州市川辺町本別府字上ノ山4634番 1 地先から同市川辺町本別府字加治屋田4829番 1 地先まで	前後	5.0～17.3 12.5～50.3	545.2 526.3
	石垣加世田線	南九州市川辺町中山田字城	前	4.3～7.4	151.0

	内1042番 8 地先から1048番 1 地先まで	後	14.0～28.3	150.0
徳重横井鹿児島線	日置市伊集院町竹之山字地ノ眼215番 4 地先から同市伊集院町竹之山字地藏免646番 1 地先まで	前後	41.0～79.0	170.0
			51.0～156.0	170.0
養母長里線	日置市東市来町長里字門前3029番地先から同市東市来町長里字古市2702番 1 地先まで	前後	13.5～25.0	240.0
			12.4～25.0	240.0

鹿児島県告示第389号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成23年 4 月 1 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期 日
国道	226号	枕崎市春日町276番 2 地先から同市大塚中町864番地先まで 枕崎市大塚中町864番地先から169番 1 地先まで	平成23年 4 月 1 日
県道	鹿児島吉田線	鹿児島市本名町1103番 1 地先から1121番地先まで	
		鹿児島市本名町1234番 3 地先から606番 1 地先まで	
		鹿児島市本名町461番 1 地先から2408番 1 地先まで	
		鹿児島市本名町3780番 1 地先から4079番 1 地先まで	
	鹿児島蒲生線	鹿児島市坂元町2089番 1 地先から2491番 4 地先まで	
		鹿児島市川上町3408番 2 地先から4032番 5 地先まで	
		鹿児島市川上町4038番 5 地先から4072番 3 地先まで	
	額娃川辺線	南九州市額娃町牧之内字上菌5488番 1 地先から同市額娃町牧之内字山脇ノ下1329番 1 地先まで	
	石垣加世田線	南九州市川辺町本別府字上ノ山4634番 1 地先から同市川辺町本別府字加治屋田4829番 1 地先まで	
		南九州市川辺町中山田字城内1042番 8 地先から1048番 1 地先まで	
	徳重横井鹿児島線	日置市伊集院町竹之山字地ノ眼215番 4 地先から同市伊集院町竹之山字地藏免646番 1 地先まで	
	養母長里線	日置市東市来町長里字門前3029番地先から同市東市来町長里字古市2702番 1 地先まで	

鹿児島県告示第390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成23年 4 月 1 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	504号	霧島市福山町福山字山田屋敷4691番2地先から4692番2地先まで	前 後	10.0～11.8 11.5～13.4	27.0 27.0
県道	川内串木野線	薩摩川内市久見崎町字茂山957番1地先から956番3地先まで	前 後	10.0～25.5 13.5～36.5	210.0 210.0
	京泊大小路線	薩摩川内市湯島町字上代3120番3地先から同市湯島町字木場山2650番10地先まで	前	4.5～59.1	918.0
			前	14.5～83.5	894.4
			後	4.5～59.1	918.0
			後	13.0～76.5	894.4
	鶴田大口線	伊佐市大口針持字岩原3131番23地先から同市大口宮人字矢楯川636番1地先まで	前	5.2～38.5	1,858.5
			後	5.2～38.5	1,858.5
		伊佐市大口針持字岩原3131番23地先から同市大口宮人字矢楯川638番33地先まで	後	8.6～54.0	1,301.3
		伊佐市大口宮人字矢楯川636番1地先から637番9地先まで	前	7.8～12.5	213.5
			後	7.8～12.5	213.5
		伊佐市大口宮人字矢楯川638番33地先から639番2地先まで	後	15.8～34.5	498.0
	犬飼霧島神宮 停車場線	霧島市牧園町持松字狩田880番1地先から872番1地先まで	前 後	6.5～39.6 11.7～57.2	350.5 351.4

鹿児島県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成23年4月1日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
国道	504号	霧島市福山町福山字山田屋敷4691番2地先から4692番2地先まで	平成23年 4月1日
県道	川内串木野線	薩摩川内市久見崎町字茂山957番1地先から956番3地先まで	
	京泊大小路線	薩摩川内市湯島町字上代3120番3地先から同市湯島町字木場山2650番10地先まで	
	平尾川床線	出水郡長島町平尾字焼山5210番6地先から同町鷹巣字杉之段1330番76地先まで	
	鶴田大口線	伊佐市大口針持字岩原3131番23地先から同市大口針持字釘字都3130番2地先まで	

犬飼霧島神宮停車場線	霧島市牧園町持松字狩田880番 1 地先から872番 1 地先まで	
------------	-----------------------------------	--

鹿児島県告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成23年 4 月 1 日から 2 週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	223号	霧島市隼人町嘉例川字四十田4386番22地先から4386番13地先まで	前 後	8.4～8.8 8.4～31.3	47.6 47.6
県道	志布志福山線	志布志市有明町伊崎田字下原8103番地先から同市有明町伊崎田字見帰1094番 3 地先まで	前 後	9.6～15.0 9.6～15.0	2,230.4 2,230.4
		志布志市有明町伊崎田字下原8103番地先から同市有明町伊崎田字見帰段907番 5 地先まで	後	21.4～117.0	1,737.5
		志布志市有明町伊崎田字見帰1094番 3 地先から1094番 1 地先まで	前 後	10.5～15.5 10.5～15.5	54.1 54.1
		志布志市有明町伊崎田字見帰段907番 5 地先から同市有明町伊崎田字見帰1126番 1 地先まで	後	38.9～143.4	720.0
		志布志市有明町伊崎田字見帰1094番 1 地先から同市有明町伊崎田字坂ノ下5465番 2 地先まで	前 後	8.5～49.9 8.5～49.9	2,495.5 2,495.5
		志布志市有明町伊崎田字見帰1126番 1 地先から同市有明町伊崎田字坂ノ下5465番 2 地先まで	後	22.8～258.3	2,645.0
		始良市北山字北野上103番 2 地先から同市北山字兔耳4484番 2 地先まで	前 後	6.0～8.2 7.6～19.6	20.0 26.0
		始良市北山字兔耳4483番 3 地先から4484番 2 地先まで	前 後	5.6～10.6 7.6～15.0	65.0 63.0
	下手山田帖佐線				
	十三谷重富線				

鹿児島県告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，平成23年 4 月 1 日から 2 週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
国道	223号	霧島市隼人町嘉例川字四十田4386番22地先から4386番13地先まで	平成23年 4 月 1 日
県道	下手山田帖佐線	始良市北山字北野上103番 2 地先から同市北山字兔耳4484番 2 地先まで	
	十三谷重富線	始良市北山字兔耳4483番 3 地先内	

鹿児島県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成23年 4 月 1 日から 2 週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	茎永上中線	熊毛郡南種子町茎永字柳弓場汐入3575番 1 地先から3605番 1 地先まで	前	9.8～13.4	190.0
		熊毛郡南種子町茎永字柳弓場汐入3575番 1 地先から3607番 1 地先まで	後	18.4～24.2	190.0
		熊毛郡南種子町中之上字添674番 1 地先から同町中之上字茶屋ノ元2199番 9 地先まで	前	6.8～31.7	1,785.0
		熊毛郡南種子町中之上字添681番地先から同町中之上字茶屋ノ元2199番 9 地先まで	前	13.6～102.9	1,594.5
			後	13.6～102.9	1,594.5

鹿児島県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，平成23年 4 月 1 日から 2 週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	野間十三番西之表線	熊毛郡中種子町野間字落水2603番 1 地先から同町野間字一本松2625番 1 地先まで	平成23年 4 月 1 日
	茎永上中線	熊毛郡南種子町茎永字柳弓場汐入3575番 1 地先から3607番 1 地先まで	

鹿児島県告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成23年 4 月 1 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	知名沖永良部 空港線	大島郡和泊町大字古里字九年母當20番4地先から同町大字皆川字穴張1076番1地先まで	前 後	7.7～12.4 9.6～16.2	279.0 279.0
	喜界島循環線	大島郡喜界町大字赤連字上口2547番2地先から同町大字赤連字赤本2571番1地先まで	前 後	7.1～10.3 8.5～11.8	16.3 16.3
	国頭知名線	大島郡和泊町大字国頭字前寺2315番1地先から2311番1地先まで	前 後	11.0～11.6 13.2～15.1	24.6 24.6
		大島郡知名町大字大津勘字見里616番1地先から同町大字大津勘字蓮木俣956番1地先まで	前 後	8.0～27.0 9.2～35.8	517.4 517.4

鹿児島県告示第397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成23年 4 月 1 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	知名沖永良部空 港線	大島郡和泊町大字古里字九年母當20番4地先から同町大字皆川字穴張1076番1地先まで	平成23年 4 月 1 日
	喜界島循環線	大島郡喜界町大字赤連字上口2547番2地先から同町大字赤連字赤本2571番1地先まで	
	国頭知名線	大島郡和泊町大字国頭字前寺2315番1地先から2311番1地先まで	
		大島郡知名町大字大津勘字見里616番1地先から同町大字大津勘字蓮木俣956番1地先まで	

鹿児島地域振興局告示第19号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成23年 4 月 1 日

鹿児島地域振興局長 椿哲哉

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
たけのこキッズ	鹿児島市春山町 1212番地 6	特定非営利活動 法人たけのこキ ッズ	鹿児島市春山町 1212番地 7	坂上 竜次	平成23年 4 月 1 日	児 童 デ イ サ ー ビ ス

鹿児島地域振興局告示第20号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成23年 4 月 1 日

鹿児島地域振興局長 椿哲哉

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
こどもサポート センター我路	鹿児島市皆与志 町2503番地	社会福祉法人落 穂会	鹿児島市皆与志 町2503番地	水流 國大	平成23年 4 月 1 日	児 童 デ イ サ ー ビ ス

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により南さつま市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成23年4月1日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成23年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンターニシムタ加世田店・ドラッグイレブン加世田店・カメラの福元加世田店
南さつま市加世田地頭所字玉川723番 1 外48筆
- 意見の対象となった届出及び届出年月日
 - 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成22年 9 月 14 日
 - 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成22年 9 月 14 日
- 意見の概要
問題なし

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成23年4月1日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成23年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
西鹿児島駅東口10番街区市街地再開発ビル
鹿児島市中央町10番
- 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成22年 9 月 17 日

3 意見の概要

大規模小売店舗「西鹿児島駅東口10番街区市街地再開発ビル」の「大規模小売店舗において、小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名」に係る変更については、周辺の地域の生活環境に影響を及ぼすものとは考えられないため、特に意見はありません。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成23年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（1 工区）

薩摩川内市永利町字転石2497番 1 及び2499番 2

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

薩摩川内市祁答院町蘭牟田2103番 6

株式会社侑征

代表取締役 高江芳恵

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成23年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

(1) 購入をする物品等の名称及び数量

税務総合システム機器 一式

(2) 購入をする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。

(4) 納入しようとする物品の機能等証明書を平成23年 4 月25日午後 5 時までに3の(2)の場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。

なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1の(3)に示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元等の証明書を併せて添付すること。

また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるも

のとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。)

(4) 入札書の提出期限

平成23年5月12日午前10時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年5月12日午前11時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）出納局管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(4)に同じ。

5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。)

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を

2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 仮契約の締結

本物品の購入に係る契約の締結については、鹿児島県議会（以下「議会」という。）の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

- (1) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、落札者が地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなった場合又は指名停止を受けた場合は、契約担当者は仮契約を解除することができる。
 - (2) (1)により仮契約を解除した場合は、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
- #### 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問い合わせ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Integrated Taxation System Equipment 1set

- (2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

- (3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:

10:00 a.m. 12 May 2011

- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3826

FAX 099-286-5643

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成23年 4 月 1 日

鹿児島県農業開発総合センター所長 宮内 悟

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
鹿児島県農業開発総合センターで使用する電気
年間予想使用電力量 3,839,000キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県農業開発総合センター管理部総務管理課
南さつま市金峰町大野2200番地 郵便番号 899-3401
- 3 落札者を決定した日
平成23年 3 月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社加世田営業所
南さつま市加世田地頭所町1-5
- 5 落札金額
29,394,482円（耕種試験研究施設分）
26,207,128円（農業大学校分）
4,721,115円（農業大学校付帯施設分）
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成23年 2 月 1 日

県立病院局企業管理規程

県立病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年 4 月 1 日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元 俊孝

鹿児島県県立病院局企業管理規程第 4 号

県立病院局組織規程の一部を改正する規程

県立病院局組織規程（平成18年鹿児島県県立病院局企業管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項の表経営指導企画監の項中「経営指導企画監」を「経営企画監」に改める。

附 則

この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

県立病院局事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年 4 月 1 日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元 俊孝

鹿児島県県立病院局企業管理規程第 5 号

県立病院局事務処理規程の一部を改正する規程

県立病院局事務処理規程（平成18年鹿児島県県立病院局企業管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

第11条第 1 項の表中「経営指導企画監」を「経営企画監」に改め、「課長補佐」を「課長補

佐（課長が定めた担当事務の区分に応じ、当該事務を担当する課長補佐）」に改め、「経営指導企画担当の主幹」を「課長補佐（経営企画担当）」に改める。

別表中 「

経企 営画 指監 導

」 を 「

経監 営 企 画

」 に改める。

附 則

この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年 4 月 1 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第 6 号

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 中「臨床検査技師，診療放射線技師，診療エックス線技師，理学療法士」を「診療放射線技師，診療エックス線技師，臨床検査技師，理学療法士，作業療法士」に，「臨床検査技師，診療放射線技師及び診療エックス線技師」を「診療放射線技師，診療エックス線技師及び臨床検査技師」に改め，「保健師」の次に「及び事務職員（精神保健福祉士の資格を有する職員に限る。）」を加える。

別表第 7 イの表県立始良病院の項の次に次のように加える。

県立薩南病院	院長
--------	----

別表第 7 ウの表県民健康プラザ鹿屋医療センターの項中

「	<table border="1"><tr><td>副院長</td></tr></table>	副院長	」	を	「	<table border="1"><tr><td>副院長</td></tr><tr><td>総看護師長</td></tr></table>	副院長	総看護師長	」	に
副院長										
副院長										
総看護師長										

改め，同表県立薩南病院の項中「院長」を「副院長」に改める。

別表第 7 エの表本局の項中「経営指導企画監」を「経営企画監」に改め，同表県民健康プラ

ザ鹿屋医療センターの項中 「

薬局長
総看護師長

」 を削り，同表県立大島

病院の項中 「

事務次長

」 を

事務次長	に改め、同表県立薩南病院の項中
薬局長	

「

副院長

」を削り、

「	<table><tr><td>総看護師長</td></tr></table>	総看護師長	」	を	「	<table><tr><td>総看護師長</td></tr><tr><td>内科部長</td></tr></table>	総看護師長	内科部長	」	に
総看護師長										
総看護師長										
内科部長										

改め，同表県立北薩病院の項中 「

薬局長

」 を削る。

別表第 8 エの表の別表第 7 に掲げる職の項の前に次のように加える。

別表第 7 ウに掲げる職	6 級	86,700円
--------------	-----	---------

附 則

この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。